

07【財務省】国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時29-008	新潟県佐渡市	特産品である「米」を活用して清酒を製造する際の製造免許要件の規制緩和	2014年より自社ブランドはもとより、日本酒のファン作り、佐渡のファン作りに繋げようと、尾畑酒造(株)が廃校を再利用して酒造りを学ぶことのできる小規模醸造所「学校蔵」(詳細は別紙参照)を立ち上げた。 しかし、残念なことにはこの醸造所は清酒の最低製造数量である60klを製造するには至らないことから清酒製造免許の取得ができず、純米酒を搾った後に杉材を浸漬することで樽酒風味のリキュールとして出荷している。そのため、日本酒の製造を学びに来た国内外の方には不要な混乱をさせてしまうとともに、商品として出荷した場合には販売店や購入者に理解を得るのが困難なことから拡売にブレーキが掛かっている。 規制緩和により最低製造数量を10klとしていただき清酒製造免許を取得できれば、現状の約5klから10klの製造販売が可能になると予想でき、佐渡産清酒および佐渡産米の需要拡大とブランド化に繋がる。	・酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。 ・一年間の酒類の製造見込数量が一定量(清酒は60キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	酒税法第7条第2項	有人国境離島に所在地がある清酒製造業者が、企業合理化を図るための新たに製造所を設置して清酒を製造しようとする範囲内で、地域振興に資するため従来の製造場がある離島の中で新規に清酒製造免許を申請する場合、法第7条第2項における製造見込数量の規定を緩和し、最低製造数量を10キロリットルとする。	財務省	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 また、酒類の製造免許は製造場ごとに受ける必要があるため、既に同一の品目の酒類の製造免許を受けている者が新たに他の製造場を設置する場合であっても、その製造免許の要件である最低製造数量基準は、その製造場ごとに判断する必要がある。このため、製造場の設置目的にかかわらず、酒税の保全に支障を来すおそれがあることから、最低製造数量基準を引き下げることが困難と考える。
随時29-010	江津市	～原料から設備まで地域完結～地産ビール特区	江津産の麦芽と特産品化を図っている農産物等(米、ごぼう、桑、ゆず、パクチーなど)を副原料として使用するクラフトビールを、安定的な経営が可能な小規模醸造設備で製造することができる。	ビール製造免許の要件の一つとして、製造免許を受けた後、年間に製造しようとするビールの見込み数量が60klに達しない場合は、免許を受けることができない(最低製造数量基準)。	酒税法第7条、第10条	地域で生産した麦芽と、特産品化を図る農産物等を副原料とするクラフトビールを製造するため、ビールの製造免許を申請した場合、製造免許を受けた後、年間に製造しようとするビールの見込み数量(最低製造数量基準)を60klから6klとすることができる。	財務省	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされており、酒税の保全に支障を来すおそれがあることから、最低製造数量基準を引き下げることが困難と考える。 なお、ご提案が、地域で生産した麦芽や特産物である農産物を原料とした酒類を製造する小規模な醸造場を新設したいという趣旨であれば、例えば、改正酒税法で新たに追加されたビールの副原料(果実・香味料等)の使用量の要件(麦芽重量比5%以下)よりも多くの副原料を使用した発泡酒を製造する場合には、最低製造数量基準は6klであることから、このような方法もご検討いただきたい。
随時29-024	沖縄県	内外併用の日本国籍船舶における資格変更の免除	内外併用の日本国籍船舶における資格変更届を免除する	内航船を外航船に、また、外航船を内航船として使用する場合は、船長があらかじめ税関に資格変更を届け出なければならない。 資格変更後、1週間以内は当該資格を再変更することができない。	関税法第25条 関税法基本通達25-2(2)ロ及びハ	・資格変更届出に係る制限期間を廃止し、積載する内国貨物や外国貨物に関わらず、内国航路は内航船、外国航路は外国貿易船と扱うこととする。 ・貨物を積載した状態での資格変更を認める。 ・保税運送について、保税地域がある港への接岸をもって、保税地域への搬入と見なす。	財務省	○ 外航船から内航船に資格変更する際、積載されている船用品についての輸入申告事務の煩雑さを避けるために、1週間分の使用に限り免税枠を認めていることから、原則として1週間以内に資格変更を繰り返すことを認めない取扱を行っているところです。 ただし、航行スケジュールの特殊性等に鑑み、1週間以内の資格変更がやむを得ないと認められるものに限り、船用品の免税枠を縮小しつつ内変を認めることについては検討可能です。 なお、外国貿易船により内国貨物を運送することは、その運送の承認を受けることで可能です。 ○ 外国貨物の搭載の有無に関わらず、国内航路を航行する場合に内航船として取り扱った場合、税関の取締りに支障をきたすのみならず、他の地域に複数寄港する場合において、当該寄港する開港に所在する地方自治体の税収(特別とん税)にも影響を与えることとなります。 このため、内航船として航行する場合は、資格内変を行うとともに、搭載している外国貨物を輸入することとしているところ、税関が検査指定した貨物を提示することが可能である状態を担保することが出来るのであれば、本船に載せた状態での一括通関を可能とする取り扱いが検討可能です。 ○ 保税地域を到着地とする保税運送については、保税地域へ搬入することが必要であることから、保税地域がある港への船舶の接岸をもって、保税地域への搬入とみなすことはできません。
随時29-025	(非公表)	船内台車の船用品への位置づけ	船内台車を船用品と位置づける	「船用品」とは、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じょうろその他これらに類する貨物で、船舶において使用するものとされており、船内台車(シャーシ)は通常の貨物同様の通関手続き及びコストが発生している。	関税法第2条第1項第9号 関税法第23条	船内台車(シャーシ)を船用品として位置づける	財務省	○ 船用品は、船舶の航行において必要な物品であるところ、船内台車(シャーシ)は船用品として位置づけることは認められません。 しかし、船内台車を保税地域から引き取る場合に輸入手続きが発生しているところ、保税地域の区域を拡大して、保税地域内の移動となれば、輸出入手続きは不要となります。